

人口750人・男362人・女388人・出生2人・死亡4人・転入1人・転出6人・世帯数280世帯・外国3人 10月1日現在



第13回保育所・小学校・中学校合同運動会（応援合戦）

2003年秋号
No.443



山本一郎 村長 初登庁

任期満了に伴う和泉村長選が、九月十六日に告示され、無所属新人の山本一郎氏が無投票で、当選しました。十月六日、山本村長が初登庁し、新しい村政がスタートしました。

大野高校卒。

昭和二十二年六月五日生まれ、現在五十六歳、和泉村朝日。

公約

一、村民と対話を重ね、法定期限内の合併を目指す。

一、法定協定で協議を重ね、存在感ある地域を目指す。
一、中部縦貫道をはじめ、道路網整備の促進。

一、豊かな自然を活用し、クリーンな新エネルギーの創出に取り組む。

一、既存の諸施設のさらなる有効活用を図る。
一、住みよい地域、元気な地域づくりに努める。

第一九〇回定例会

第一九〇回和泉村議会定例会は、九月二日から五日まで四日間の会期日程で開催されました。

今定例会では当初、平成十五年度一般会計補正予算（第三次）をはじめ簡易水道事業特別会計補正予算（第一次）、国民健康保険事業特別会計補正予算（第一次）、診療所事業特別会計補正予算（第一次）、介護五補正予算案、保育所設置条例の一部改正案、財産取得（除雪車購入）議決案、辺地総合計画案、固定資産評価審査委員会委員選任案、平成十四年度決算認定の十案件が上程され、いずれも原案通り可決となりました。

また、議案審議に先立つて行われた一般質問では、末永議員より九頭竜川、石徹白川の河川敷埋設土砂の取り除きについて質問がなされました。

最終日の五日には議案三件が追加上程されましたが、和泉村収入役事務兼掌条例改正案は可決、大野市・和泉村合併協議会設置案及びその費用を計上した平成十五年度一般会計補正予算（第四次）は否決となりました。

このあと、大野市・和泉村合併協

第一一九回臨時会

第一一九回和泉村議会臨時会が、九月二十四日に行われ、二議案が上程、審議されました。

大野市・和泉村合併協議会の設置について。これは、地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律の規定に基づき、合併による新市の建設に関する基本的な計画の作成、その合併に関する協議を行うため設置するもので、全員賛成で可決されました。また、合併協議会設置に伴う費用として、協議会負担金を計上した、平成十五年度和泉村一般会計補正予算（第四次）も全員賛成で可決されました。

議会設置案の審議において議事進行、発言に不手際があつたとして議長、副議長に対する不信任動議が、また議会の品位を低下させたとして議員長報告があり、委員長報告のとり決定されました。

市町村合併問題

10月1日、大野市・和泉村合併協議会設置

（九月二十四日、第百十一回和泉村議会臨時会において、大野市・和泉村合併協議会の設置についてとそれに伴う補正予算（第四次）が議決されました。また、大野市でも、九月議会定例会において同様に議決され、これにより十月一日、大野市・和泉村合併協議会が設置されました。

これからは、新市の建設計画（将来構想）を策定するため、本格的な協議・作業に入ることになります。

第六回から第九回までの大野市・和泉村任意合併協議会の内容について

◆第六回任意合併協議会

（七月四日・和泉村ふれあい会館）報告事項一件・協議事項二件が協議されました。

また、会議を前に、郷土資料館、診療所、葬斎場や、まいたけ工場など村内施設十一ヶ所を視察し、理解を深めました。

◎合併協議会監査委員の変更について
◎新しいまちづくり計画（案）について（継続協議）

これからは、新市の建設計画（将来構想）を策定するため、本格的な協議・作業に入ることになります。

第六回から第九回までの大野市・和泉村任意合併協議会の内容について

◆第七回任意合併協議会

（八月一日・大野市有終会館）

七月に開催された住民説明会の状況報告と今後の進め方について協議されました。

また、先回同様、株平成大野屋、下水処理センターや本願清水イトヨの里など市内施設八ヶ所を視察しました。

◎住民説明会の状況報告

（和泉村の市町村合併を考える第

◆第九回任意合併協議会

（九月三十日・ホテルフレアール和泉）

最後の任意合併協議会では、報告事項一件、協議事項二件が協議されました。

◎任意合併協議会予算の流用について
◎任意合併協議会予算補正について
◎任意合併協議会規約の変更について（継続協議）



朝日保育所を視察

◎合併に関する調査・研究のとりまとめについて（継続協議）

十七号で詳細掲載済

◆第八回任意合併協議会

（九月二十二日・大野市有終会館）

第七回合併協議会以降の経過について報告がありました。

池尾村長は、九月議会定例会に法定協議会設置議案が否決されたもの、再度調整をし、二十四日に臨時議会を開く予定であることが報告されました。

天谷市長は、先に開かれた和泉村議会において可決には至らなかつたため、大野市としても九月議会定例会の当初の議案提出を見送ったが、二十四日の和泉村の臨時議会で妥当なる議決がされれば、遗漏のないよう速やかに対応したい考えが述べられました。

天谷市長は、先に開かれた和泉村議会において可決には至らなかつたため、大野市としても九月議会定例会の当初の議案提出を見送ったが、二十四日の和泉村の臨時議会で妥当なる議決がされれば、遗漏のないよう速やかに対応したい考えが述べられました。

住民説明会

参加者の意見・質問等の趣旨

合併をしないとどうなるのか、また、なぜ合併が必要なのか。

交付税が激減している。今後も減ることが確実視されている。合併しなければ、経費削減に努め、住民の負担を増やしても行政サービスの水準を維持できない。また、診療所、デイサービスセンターや観光施設などを維持できなくなる。

国は、合併を推進する一方で権限等を地方に委譲する地方分権を進めている。小さな自治体では専門的な知識を有する人材の確保や育成が困難なため、地方分権に対応ができるないことから合併が必要と考えている。また、現在の行政サービスや公共施設を維持していくためにも合併が必要である。

住民の生活環境を悪化させないことが大事。これは譲れないというものは強く主張すべき。

住民が合併後も不安を抱かずに生活できるよう、この地域を残していく

くために必要と思われることは強く主張していく。法定協議会での協議で住民の意見を尊重していきたい。また、建設計画に反映させていきたい。

合併については編入としたが、大野市長も合併協議は今後も対等の立場で行うと言っているので法定協議会で協議を進めていきたい。

泉村の委員の中には新設でと言う意見もあつたが、人口規模や財政規模等を勘案すると編入でやむなしとう意見が多数を占め、編入とした。

交付税の減少分については、予算編成時に基金を取り崩して充当しているのが現状であり、16年の予算編成もかなり苦しいことが予想される。※経常収支比率とは、各自治体の財政の弾力性を示す指標で75%以下が望ましいとされています。

合併すると周辺の地域、過疎の地域は廃れるのではないか。

合併して周辺地域が廃れないよう

国も地域自治のあり方を考えている。秋ごろには地方制度調査会の答申が出る予定だが、地域自治組織など住民が主体となつた制度を考えていきたい。

和泉地区の住民の意見を建設計画に取り入れて、地域の活性化が図れるような事業や施策を行いたい。

本当に単独で存続できないのか。経費を削減すれば存続できるのは。

任意協議会を立ち上げるときの報道で対等合併と思われている方が多いようだがそうではない。対等の気持ちで協議をするということで協議会を設立した。合併の方式について

大野市の保育所と同等のサービスが受けられるのか、受けられるサービスが違うのであれば不公平ではないか。



下山地区集会施設説明会

当初は新設合併と聞いていたが、合併の方式が編入となつたのは何故か。

和泉地区の住民の意見を建設計画に取り入れて、地域の活性化が図れるようだがそうではない。対等の気

合併しなければ両市村で11億9千万円の赤字になると考えられる。合併した場合は合併に伴う人件費の削減、管理経費の削減で約21億円、さらに特例債以外の財政支援として約7億円が見込めるなど、合併した場合は14億2千万円の財政余力が生まれると考えられる。

大野市も和泉村も財政状況が苦しい。貧しいもの同士が合併しても福音にはならないのではないか。

合併しなければ両市村で11億9千万円の赤字になると考えられる。合併した場合は合併に伴う人件費の削減、管理経費の削減で約21億円、さらに特例債以外の財政支援として約7億円が見込めるなど、合併した場合は14億2千万円の財政余力が生まれると考えられる。

基本的には、同じ保育料を払うのであれば同等のサービスを受けられなければならない。他の市町村の僻地保育所の場合は料金を安くしているところもある。和泉村と大野市の保育サービスは基本的に変わらないので統一すべきだと思う。

大野市では延長保育も行っているが、実施しているのは公立保育所で1ヶ所しかないのが実情である。

道路が国道しかない。荒島トンネルや既存の林道を利用したバイパスなどを建設できないのか。また、中部縦貫道は福井方面では建設が進んでいるが、和泉・大野間はいつになつたらできるのか。

地方分権はどういうことか。

今まで国が行ってきた仕事を都道府県や市町村に委譲して、地域のこ

とは地方自治体が主体となって行政を進めていくことである。権限とともに財源も地方自治体に移るが、より高度で専門的な知識や能力が必要とされる。

小規模の水道は地区管の簡易水道にするというが、どのようなものか。

小規模簡易水道は、給水人口100人以下の施設をさしており、前坂地区・後野地区・貝皿地区等の施設がこれにあたる。地区管というのはその地区の人達で施設を管理してもらい、料金等もそこで定めてもらう形態のことである。安定した水質、水量が確保できた段階で地区に施設を移管するように考えている。

国道については国の管理になるが、合併する際に国や県の支援もあるので、国道の改良等を強く要望していく。中部縦貫道については、和泉・大野間はまだルートが決まっていないが、少しでも早く実施できるよう要望をしていく。

法定協議会に移つたら、何も住民に話さずに合併するのか。

法定協議会では決まつたことは遠く、地区に運営は任せられている。

法定協議会へ移行したからといって合併が決まったわけではない。最終的には議会の議決が必要であり、住民の意見が尊重される。

特別自治区のような考えはできないのか。和泉地区が自立できるようの方策を考えてほしい。

特別自治区については任意協議会の席上でも同じような意見をいたしている。国においても地方制度調査会が地域自治組織について検討しており、11月ごろ最終答申がされるようである。それ以外に関連自治体での地域審議会を設けることも検討していきたい。

**◆和泉村役場総合政策課
市町村合併に関するご意見・ご質問先**
◆大野市・和泉村合併協議会事務局
TEL (0779) 七八一二二二
FAX (0779) 七八一二八二
E-mail seseaki@mail.fukui.jp
TEL (0779) 六六一六〇〇
FAX (0779) 六六一六一
E-mail gappel@city.ono.fukui.jp

合併重点支援地域の指定要望

法定合併協議会を設置することとなり、池尾村長と天谷市長は、西川福井県知事に合併重点支援地域の指定を受けたため、九月二十九日に要望を行いました。

この合併重点支援地域の指定を受けると、国や県から、合併協議にかかる財政支援、道路や生活基盤整備などの優先採択・重点投資などの支援を受けることができます。



西川知事に要望書を提出

平成14年度 一般会計決算

【歳入】

区分	繰越額	当初予算	補正額	現計予算	収入済額	収入率
(1) 村 税		224,850	△7,362	217,488	215,706	99.2
(2) 地方譲与税		12,765	0	12,765	12,969	101.6
(3) 利子割交付金		1,556	△ 46	1,510	1,477	97.8
(4) 地方消費税 交付金		9,436	△1,162	8,274	8,274	100.0
(5) 自動車取得税 交付金		7,340	△ 396	6,944	6,940	99.9
(6) 地方特例交付金		3,984	295	4,279	4,279	100.0
(7) 地方交付税		990,000	88,716	1,078,716	1,078,716	100.0
(8) 交通安全対策 特別交付金		475	△ 475	0	0	0.0
(9) 分担金及び 負担金		9,616	△1,063	8,553	8,703	101.8
(10) 使用料及び 手数料		8,785	△ 690	8,095	7,666	94.7
(11) 国庫支出金	15,428	10,096	132,617	158,141	87,589	55.4
(12) 県支出金	74,685	213,206	341,351	629,242	448,986	71.4
(13) 財産収入		28,727	△12,902	15,825	15,831	100.0
(14) 寄付金		1	0	1	0	0.0
(15) 繰入金		38,830	88,274	127,104	126,548	99.6
(16) 繰越金	3,219	20,000	33,920	57,139	57,139	100.0
(17) 諸収入		91,333	11,985	103,318	104,834	101.5
(18) 村債	15,500	205,000	38,500	259,000	237,000	91.5
計	108,832	1,876,000	711,562	2,696,394	2,422,657	89.8

【歳出】

区分	繰越額	当初予算	補正額	現計予算	支出済額	執行率
(1) 議会費		45,914	430	46,344	45,929	99.1
(2) 総務費		365,298	44,913	410,211	401,419	97.9
(3) 民生費		173,581	△18,830	154,751	151,315	97.8
(4) 衛生費		117,406	△ 619	116,787	112,703	96.5
(5) 労働費		210	0	210	162	77.1
(6) 農林水産業費	29,500	250,528	33,621	313,649	280,885	89.6
(7) 商工費		233,484	53,792	287,276	282,088	98.2
(8) 土木費		61,029	31,363	92,392	90,509	98.0
(9) 消防費		48,463	△ 979	47,484	47,484	100.0
(10) 教育費		123,310	21,965	145,275	139,100	95.7
(11) 災害復旧費	79,332	2	499,671	579,005	321,824	55.6
(12) 公債費		453,765	47,215	500,980	500,844	100.0
(13) 諸支出金			10	0	10	0
(14) 予備費			3,000	△ 980	2,020	0
計	108,832	1,876,000	711,562	2,696,394	2,374,262	88.0

平成十四年度決算は、九月二日から五日まで開催された第百九十回定期議会で認定されました。

一般会計は、歳入二十四億二千二百六十五万七千円、歳出二十三億七千四百二十六万二千円、歳入歳出差引四千八百三十九万五千円となりました。

歳入面では、歳入全体の約半分を占める地方交付税の額が前年より一億七千五百四十四万七千円減少しました。近年の地方交付税の推移は後に表示しました。国県支出金では、また工場や林業就業者雇用促進住宅等の大規模な事業にかかる支出金が減少しましたが、災害復旧費の増により、これに伴う支出金が増加しました。

歳出面では、昨年7月の災害により、災害復旧費が前年より、一億九千二百三十八万七千円の増となつてまいたけ工場、林業就業者雇用促進住宅等の大規模な事業の減により、大きく減少しました。

平成十四年度決算は、黒字になりましたが、財政状況は非常に厳しいものとなつております。後に本村の財政状況を財政指標で示したものと表示しています。

決算概要

平成14年度 会計別決算（前年度対比）

(歳 入)

(単位：千円、%)

会 計 名		平成14年度決算額	平成13年度決算額	比較 増 減	増 減 率
一 般 会 計		2,422,657	2,499,719	△ 77,062	△ 3.1
特別会計	簡易水道会計	26,318	30,101	△ 3,783	△ 12.6
	国民健康保険会計	62,869	63,804	△ 935	△ 1.5
	診療所会計	103,782	92,701	11,081	12.0
	老人医療会計	112,495	83,646	28,849	34.5
	観光会計	188,177	283,892	△ 95,715	△ 33.7
	介護保険会計	64,078	68,746	△ 4,668	△ 6.8
計		2,980,376	3,122,609	△ 142,233	△ 4.6

(歳 出)

(単位：千円、%)

会 計 名		平成14年度決算額	平成13年度決算額	比較 増 減	増 減 率
一 般 会 計		2,374,262	2,442,580	△ 68,318	△ 2.8
特別会計	簡易水道会計	26,153	29,886	△ 3,733	△ 12.5
	国民健康保険会計	57,001	52,855	4,146	7.8
	診療所会計	100,992	85,323	15,669	18.4
	老人医療会計	107,480	82,434	25,046	30.4
	観光会計	188,177	283,401	△ 95,224	△ 33.6
	介護保険会計	62,937	67,392	△ 4,455	△ 6.6
計		2,917,002	3,043,871	△ 126,869	△ 4.2

※一般会計から各会計へ繰出した金額

(歳 出)

(単位：千円、%)

会 計 名	平成14年度	平成13年度	比較増減	増 減 率
簡易水道会計	22,050	8,500	13,550	159.4
国民健康保険会計	3,523	2,757	766	27.8
診療所会計	34,000	27,800	6,200	22.3
老人医療会計	7,400	752	6,648	884.0
観光会計	135,826	173,578	△37,752	△ 21.7
介護保険会計	10,950	10,112	838	8.3
繰出総額	213,749	223,499	△ 9,750	△ 4.4

上の表は会計別の決算状況を表示しました。左の表は、特別会計への繰出額であります。

平成14年度決算における主な事業

一般会計

(単位：千円)

款	事業名	事業費	財源内訳				備考	補助対象 基本額	補助率 国 県
			国県支出金	起債	その他	一般財源			
総務費	広報事業	1,059				1,059	広報いづみ年4回		
	ぶなの木台集会施設整備事業	27,015		11,500	15,000	515			
	未登記調査等、法定外公共物譲与手続き	10,443				10,443	国有財産の譲与手続き他		
	村営バス事業	20,222				20,222			
	地域振興事業	738				738	地域再生研究調査		
	合併協議会負担金	734				734	任意協議会		
民生費	社会福祉協議会運営事業	29,156	10,121			19,035	介護予防生活支援、在宅介護支援センター運営委託、わくわく館運営等	13,768	
	介護総合センター管理費	4,045				4,045			
	生活安定資金	6,500			6,500	0			
衛生費	旧火葬場解体	3,413				3,413	上大納地区		
	合併処理浄化槽設置整備事業	3,564	2,376			1,188		3,564	1/3 1/3
	し尿汲み取り事業	5,168			1,933	3,235	汲み取り委託、浄化センター使用負担金		
農林水産業費	中山間地域総合整備事業	45,450	33,975	7,000		4,475	集落道、交流基盤整備	25,250	3/4他
	県単小規模土地改良事業	5,000	2,500			2,500	用水路等整備、維持補修	5,000	1/2
	ナラ類の集団枯損被害対策事業	2,171	1,628			543		2,171	3/4
	森林整備地域活動支援交付金	29,046	21,785			7,261	施行計画数14	29,046	3/4
	林業後継者育成支援事業	10,000				10,000			
	林道開設	48,199	36,149	11,950	75	25	林道春木谷線	48,199	55% 20%
	林道改良	20,000	10,000	9,800		200	林道春木谷線舗装、改良	20,000	
	林業構造改善事業	60,376	34,154	17,400		8,822	林業生産用機械補助、廢床活用施設整備	60,376	1/2他
	淡水魚放流事業	2,490				2,490	淡水魚放流委託		
商工費	アンテナショップ管理運営委託	3,000				1,164	1,836		
	商工振興資金貸付	25,000			25,000	0	商工業振興資金、商工業観光施設整備資金		
	観光施設整備事業	32,725	20,000	12,700		25	駅前ふれあい広場整備	32,725	2/3以内
	県営自然公園施設整備事業負担金	1,116		1,100		16	国民休養地キャンプ場再整備		
	九頭竜新緑まつり事業	3,240			184	3,056			
	九頭竜紅葉まつり事業	10,618			447	10,171			
	自然楽校事業	2,000			94	1,906			
土木費	道の駅管理委託	17,600				17,600	ふれあい会館、駅舎、直売所		
	除雪車整備事業	16,800			15,652	1,148	タイヤドーザー更新		
	屋根融雪化促進事業補助金	2,400				2,400	2件		
教育費	集会施設改修補助事業補助金	2,305				2,305	板倉、角野地区		
	クロスカントリースキータイム計測施設整備	16,688	8,244	5,700		2,744		16,488	1/2
	スキー競技計時装置購入	4,130			2,700	1,430			
	大納体育馆屋根補修	3,098				3,098			
	青少年海外派遣事業	400				400			
災害復旧費	農業施設災害復旧事業	37,065	30,078	100		6,887	貝皿地区、板倉地区	32,700	約92%
	林道施設災害復旧事業	177,479	165,027	4,400		8,052	林道56ヶ所	168,480	約98%
	公共土木施設災害復旧事業	94,313	74,981	8,700		10,632	道路11ヶ所、河川3ヶ所	89,215	約84%
	その他公共施設災害復旧事業	12,967				12,967	情報施設、講演施設		

特別会計

(単位：千円)

款	事業名	事業費	財源内訳				備考	補助対象 基本額	補助率 国 県
			国県支出金	起債	その他	一般財源			
簡易水道事業	川合地区水道施設改良工事	15,826			13,100	2,726			
	後野地区水道管理設工事	2,940				2,940			
観光会計	公園施設管理公社委託	48,020				48,020			

平成14年度 基金の状況

(単位：千円)

基 金 名		平成13年度末 基金残高	平成14年度 繰入額	平成14年度 積立額	平成14年度 利子積立額	平成14年度末 基金残高	備 考
一般会計	財政調整基金	181,392	78,100	55,000	210	158,502	
	減債基金	121,173	44,804	20,000	12,030	108,399	
	ふるさと水と土保全基金	10,000				10,000	
	中山間地域振興基金	10,466	3,644		3	6,825	
	高齢者保険福祉基金	58,000				58,000	
	高額療養費貸付基金	2,000				2,000	
	村有林造林基金	4,000				4,000	
	土地基金	25,000				25,000	
	シャンソン基金	30,000	30,000			0	H14.4.1廃止
	住宅資金貸付基金	22,700				22,700	
介護保険会計	国民年金印紙購入基金	200	200			0	H14.10.1廃止
	介護保険円滑導入基金	616	624		8	0	H14.12.18廃止
	介護給付費準備基金	1,806		1,700		3,506	
国民健康保険会計	国民健康保険準備基金	7,254		6,000		13,254	
	計	474,607	157,372	82,700	12,251	412,186	

近年の地方交付税の推移

(単位：千円)

年度	種別	普通交付税	特別交付税	合 計
平成5年度		1,014,704	256,110	1,270,814
平成6年度		1,025,142	256,936	1,282,078
平成7年度		1,088,856	264,428	1,353,284
平成8年度		1,161,765	271,901	1,433,666
平成9年度		1,177,632	285,780	1,463,412
平成10年度		1,200,892	310,843	1,511,735
平成11年度		1,104,746	362,074	1,466,820
平成12年度		1,081,917	381,755	1,463,672
平成13年度		894,850	359,313	1,254,163
平成14年度		713,413	365,303	1,078,716
平成15年度		637,142	未確定	

※地方交付税とは普通交付税と特別交付税を合わせたものをいう。

財政指標

【経常収支比率】

経常収支比率は、当該団体の財政構造の弾力性を測定する比率として使われ、次の式によって求められる。都市にあっては75%、町村にあっては70%が妥当とされる。比率が高くなるほど財政構造が硬直化する。平成13年度からは、()内の比率でみるのが一般的である。

〔算式〕

(歳出) 経常経費充当一般財源の額 ① ÷ (歳入) 経常一般財源総額 ② × 100

(単位：千円、%)

	①	② ()は臨時財政対策債、減税補てん債を入れたもの	経常収支比率 ()は臨時財政対策債、減税補てん債を入れたもの
平成12年度	1,220,223	1,345,016 (1,346,516)	90.7 (90.6)
平成13年度	1,232,412	1,157,772 (1,223,672)	106.4 (100.7)
平成14年度	1,201,776	963,065 (1,101,465)	124.8 (109.1)

比率の高くなった原因…普通交付税の減が原因。平成13年度より普通交付税の一部が臨時財政対策債へ振り替えられたが、この合計についても下記のとおり減少している。

(単位：千円)

	普通交付税	臨時財政対策債	計	増 減
平成12年度	1,081,917	—	1,081,917	
平成13年度	948,850	64,300	959,150	△ 122,767
平成14年度	713,413	136,900	850,313	△ 108,837

つまり、この比率は人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税、地方贈与税を中心とする経常的な収入たる一般財源がどの程度充当されているかを見ることにより、当該団体の財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられる。

経常的経費には経常的な特定財源が充当されるほか、その未充当部分は経常一般財源が充てられる。経常一般財源は、この経常的経費の未充当部分に充ててなお残余があるのが通常である。

【起債制限比率】

起債制限比率は地方債の許可制限に係る指標として地方債許可方針に規定されたものであり、次の算式による比率の過去3年間の平均をいう。

過去3年の平均が20パーセントを超えると起債借入に制限がかかる。

〔算式〕

$$\frac{A - (B + C + E)}{D - (C + E)} \times 100$$

A：当該年度の元利債還金

B：Aに充てられた特定財源

C：普通交付税の算定において災害復旧費等として基準財政需要額に算入された公債費

D：当該年度の標準財政規模（標準税収入額等+普通交付税+臨時財政対策債発行可能額）

E：普通交付税の算定において事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費

(単位：千円、%)

	A	B	C	D	E	単年度	3年平均
平成12年度	499,360	0	300,596	1,338,060	28,522	16.9	13.0
平成13年度	546,784	0	334,283	1,221,944	28,124	21.4	18.2
平成14年度	513,981	0	302,466	1,102,214	23,314	24.2	20.9

【公債費負担比率】

公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合を公債費負担比率といい、その率が高いほど財政運営の硬直性の高まりを示すものである。

一般的には、財政運営上15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされる。

〔算式〕

$$\text{公債費充当一般財源 (歳出)} \div \text{一般財源 (歳入)} \times 100$$

(単位：千円、%)

	公債費充当一般財源 (歳出)	一般財源 (歳入)	比 率
平成12年度	501,420	1,775,845	28.2
平成13年度	548,326	1,716,159	32.0
平成14年度	559,795	1,708,863	32.8

祝 敬老会



九月十五日、敬老会が行われました。今日は、国民宿舎パークホテル九頭竜で行われ、招待者二百三名うち、百四名が出席をされました。

はじめに、池尾村長より式辞が述べられ、喜寿、高齢者（八十歳）の方々に記念品が一人ひとりに贈呈されました。式典のあとは、アトラクションがあり、大正琴、美宝の会の踊り、青葉の笛顕彰会の笛の演奏、いづみエコーズの歌声、また、老人クラブより瓶おどりが披露されました。老人クラブより瓶おどりが披露されました。昭和四十年頃の様子や九頭竜ダム建設工事の模様をおさめた映画も上映され、当時を思い出すように見入っている人もいました。



中学生のボランティア達が
玄関で迎えてくれました。



今年も八月十五日に「和泉村成人式」が行われました。
今年は、十五名の若者が大人の仲間入りをしました。式典終了後、中学校の恩師の墓参りなども企画され、墓前で大人への自覚と決意を新たにしていました。
今年成人式を迎えた若者は、次の十五名です。おめでとうございます。
(敬称略)

祝 成人式

新	井	絵理子	(川合)											
山	森	宮	道	林	辻	谷	高	嶋	清	藤	加	藤	慎	司
村	尾	原	下	岸			見	田	雄	幸	英	俊	一	(朝日前坂)
あゆみ	綾	佳	英	美	孝	拓	洋	香	美	由	英	俊	一	(朝日)
(角)	子	寿	由	紀	昌	也	平	緒	由	紀	朝	(上大納)	(朝日)	(貝皿)
野)	(下)	美	子		也			里			(板倉)	(板倉)	(川合)	(下山)





おじいちゃん、おばあちゃん いつまでもお元気で



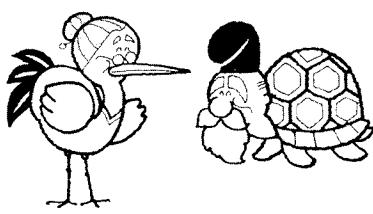
年齢は平成15年12月末日現在

西(女性)		東(男性)	
小結	横綱	小結	横綱
関脇	大関	関脇	大関
西 ふじ (下山) 93歳	嶋田 ふじ (下山) 96歳	坂下 肇 (下山) 90歳	中山 松井 (後野) 93歳
巣守千代子 (後野) 94歳	下出 カメ (朝日) 95歳	榮 榎 (後野) 92歳	清水 榎 (後野) 93歳
前頭(13) 前頭(12) 前頭(11) 前頭(10) 前頭(9) 前頭(8) 前頭(7) 前頭(6) 前頭(5) 前頭(4) 前頭(3) 前頭(2) 前頭(1)	洞口 あさき (朝日) 92歳	前頭(1) 前頭(2) 前頭(3) 前頭(4) 前頭(5) 前頭(6) 前頭(7) 前頭(8) 前頭(9) 前頭(10) 前頭(11)	東 千里 (下山) 85歳
山田まつゑ (角野) 86歳	西 あさき (朝日) 92歳	松尾 義臣 (朝日) 85歳	三鷹 勇 (猿野) 84歳
若林 ヨシ (朝日) 86歳	洞口 ひなゑ (朝日) 86歳	田村重次郎 (朝日) 85歳	吹屋 輝市 (朝日) 83歳
藤田 ひづ (角野) 87歳	水口 みゆ (上大納) 87歳	山本 富太 (朝日) 88歳	土谷 公夫 (朝日) 82歳
糸倉 どみ (後野) 87歳	谷 さき (下山) 88歳	高崎 やり江 (朝日) 89歳	宮原 和美 (朝日) 83歳
山本 チヤウ (朝日) 87歳	杉本 とみ (朝日) 88歳	和野 りを (後野) 89歳	大庭 利雄 (朝日) 83歳
田中 みづゑ (朝日) 82歳	山出 愛子 (上大納) 88歳	中山 幸子 (朝日) 89歳	谷 伸雄 (下山) 80歳
田村 みづゑ (朝日) 82歳	古川 ひづの (山合) 83歳	松田まつひの (下大納) 84歳	西 洞口 秀男 (朝日) 80歳
前頭(25) 前頭(24) 前頭(23) 前頭(22) 前頭(21) 前頭(20) 前頭(19) 前頭(18) 前頭(17) 前頭(16) 前頭(15) 前頭(14)	尾花 和歌枝 (朝日) 86歳	尾崎 つる (上大納) 85歳	久雄 (下山) 80歳
表 みやち (朝日) 80歳	前頭(39) 前頭(38) 前頭(37) 前頭(36) 前頭(35) 前頭(34) 前頭(33) 前頭(32) 前頭(31) 前頭(30) 前頭(29) 前頭(28) 前頭(27)	吉川 すみ (角野) 82歳	上田 すみゑ (板倉) 82歳
上村 ちみ (板倉) 80歳	森尾 英美子 (板倉) 80歳	中村 すま (下山) 81歳	佐藤 百合子 (山合) 81歳
坂下 みさ (下山) 80歳	表 林 イエ (板倉) 80歳	道岸 百合子 (山合) 81歳	宮下 トミ子 (朝日) 81歳
表 みやち (朝日) 80歳	表 林 イエ (板倉) 80歳	中村 すま (下山) 81歳	吉川 すみ (角野) 82歳

平成十五年

お達者長寿番付

(敬称略)



ドイツ団が やった！

七月二十五日から二十九日まで第

三十四回目独スポーツ少年団同時交流事業ということで、和泉村に十二名のドイツ団員がやってきました。スキーのスポーツチームで十六才から二十一才までの青年達でした。

村内の十一家庭のみなさんがドイ

ツ団員を快く受け入れてくださり、三泊四日のホームステイを中心交

流が行われました。習慣も文化も違うドイツ団員の受け入れに、最初はみんなさん、とても気を遣っている様子でした。しかし、カヌー体験や盆踊り体験、サッカー交流などの活動を通して

まずは「あそびの王国」です。これは、石徹白川や国民休養地などに遊び場を作り、そこで普段できないダイナミックな

あそびをするというものです。國民休養地では、いらなくなつた木を切り倒し小屋を建てたりしました。石徹白川では、川遊びはもちろんのことイカダを作つたり、つりをしたりして遊びました。

びはもちらんのことイカダを作つたり、つりをしたりして遊びました。國民休養地では、いらなくなつた木を切り倒し小屋を建てたりしました。石徹白川では、川遊び

た。すべて子どもたちの発想のままに遊びました。中には、温泉作りなどもあって、発想の豊かさに驚きました。八月十七、十八日には「サバイバルキャンプ」に出かけました。キャンプ場ではない場所でのキャンプ。今年は三面谷で行いました。その日は、あいにくの雨。しかし、予定通り決行し、まさにサバイバルになつてしましました。しかし、子どもたちは元気でした。冷たい谷川の水の中でも元気に泳いでいました。結局、雨がひどくなつたので、宿泊は朝日前坂にある「友達館」というログハウスで泊りましたが、それもまたいい思い出になつたようです。その

て、次第に打ち解けていったようでした。中には、「スイカわり」などもあって、団員にはとても貴重な体験になつたのではないでしょ

うか？

二十八日のお別れバーベキューへ

ユーや二十九日の歓送式などでは団員も受け入れ家庭の方もとても別れを惜しんでいました。この交流が受け入れ家庭のみなさんにとって、和泉村にとってとても意義のあるものであったことを実感しました。

きっと今頃ドイツでは、和泉

村の思い出話が花咲いていることでしょう。

村民グラウンド 草取りボランティア

九月二十三日、村民グラウンド

の草取り作業がボランティアで行われました。毎年、社会福祉協議会が中心となって行われるこの作

業には、今年もたくさんのボランティアの方が参加をされ、早朝より集まつてくださいました。中には、子供も参加してくださる姿も

あり、大人に混じつて草をむつ

たり、一輪車で草を回収していま

した。グラウンドのふちは、十数名の方々が草刈り機を持参で刈つ

てくださいました。みなさんのご

協力で村民グラウンドは元の姿を取り戻しました。

た！

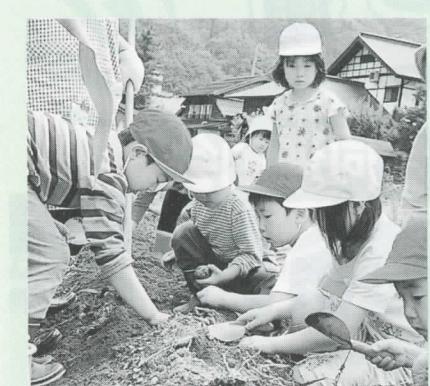
肉の丸焼き

は最高でした！



幼稚園

じゃがいも 掘り



七月十六日、じゃがいも掘りをしました。じゃがいもの苗は、春に、つくしの会（保護者の会）が主催となって、親子農園に植えました。

今年の七月は、例年より長雨が続いたため、なかなかじやがいもを掘ることができ思つたより、大収穫で、毎日の給食のメニューになり、みんなおいしく食べています。



今年の七月は、例年より長雨が続いたため、なかなかじやがいもを掘ることができ思つたより、大収穫で、毎日の給食のメニューになり、みんなおいしく食べています。

小学校

へき地複式学校交流会

八月五日、和泉村、大野市、勝山

市の小規模小学校の交流会が行われました。三年生、四年生が対象で、朝日小学校からは、三年生七名、四年生九名の合わせて十六名が参加をしました。

会場となつた大野市南六呂師の福井県自然保護センターには、二市一村の八校、七十二名が集合しました。

はじめの出会いの式では、学校の紹介をしました。朝日小学校の児童

らは、リハーサルもなく、トップバッターでしたが、学校の授業の一環であるいずみっ子タイムのことや、クラブ活動のことを一人ひとりが、思つた声で、発表をすることができました。その後、七十一名が八班に分かれ、プラネタリウムを見たり、自然の観察をしました。

また、お弁当も班ごとに食べ、お友達になつた子と、住所などの交換をしま

した。

午後からは、交流ゲームで、三年生はドッヂボール、四年生はキックベースボールをしました。普段は、どの学校の学年も十人に満たないクラスばかりで、なかなかゲームをすることができませんが、この日は、ここでしか体験できない、三年生同士、四年生同士でのゲームを思いつき楽しむことができました。

中学校

配食サービスお手伝い 福祉委員会活動

八月七日、社会福祉センターで配食サービス（お弁当作り）のお手伝いをしました。これは、和泉中学校の福祉委員会のメンバーが、夏休み中の活動として、毎年行っているものです。お弁当にはメツセージカードも添えました。

配食サービスは、社会福祉協議会が村から委託をされて行っている事業で、毎週木曜日に、社会福祉協議会のボランティア、食生活改善推進員、民生委員、和手楽の会、JA女性部の皆さんのご協力でお弁当を作り一人ぐらしの老人世帯や、高齢者世帯のお宅へ配達をしています。



配達されているお弁当を包む、包装紙は、昨年福祉委員会が作成したもので、現在も使われています。中学校の福祉委員会の活動は、この他にも、敬老会のお手伝い、紅葉まつり会場のゴミ集めなど幅広く、村の大きな手助けをしてくださっています。



第13回

ヒツヅケツ



GO

運

～世界に一つだけの運動会～

保育所・小学校・中学校

和泉合同運動会

9月20日
和泉中学校
グラウンドにて

▲小学生高学年100m競争



▲選手宣誓



▲保育所 かけっこ



▲全員 大玉送り



▲保育所マスゲーム

▲中学生リレー「うきうき
ワクワクランランラン」

▲保育所マスゲーム



▲保育所～小学生3年 玉入れ



▲保育所 変身しましょう



▲中学生100m競争



▲小学生4年～中学生綱引き

小学生マスゲーム▶



第47回

和泉村民体育大会

第47回和泉村民体育大会が9月28日、和泉中学校グラウンドで行われました。この日はたいへんよいお天気に恵まれ、参加者も約500名とたくさんの方々が参加されました。

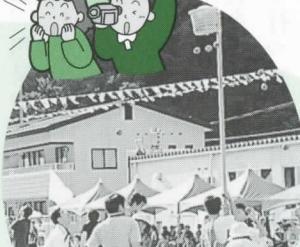
今年の優勝チームは朝日地区の緑組でした。



▲回って！華麗にしとやかに



▲優勝した緑組



●体育功労者賞

田村 繁吉
米倉 久子



▲バラエティーリレー



◀水入れリレー



▲玉入れ



●結果
優勝
2位
3位
4位

緑組(朝日地区)
黄組(石徹白水系地区)
白組(角野・板倉・下山地区)
青組(大納地区)



◀みんなの体操



◀じゃんけんリレー

(※敬称略)

中部日本卓球選手権大会 福井県代表選考会

5月11日、中部日本卓球選手権大会福井県代表選考会が行われ、次の方々が8月に行われた第55回中部日本卓球選手権大会に出場しました。

小学校4年生 原 望月
小学校3年生 西 良恵

第22回福井県卓球選手権大会

7月13日、第22回福井県卓球選手権大会が行われ、次の方々が入賞され、9月に行われた平成15年度全日本卓球選手権大会に出場しました。

カブ女子（小学校4年生以下）4位 原 望月
バンビ女子（小学校2年生以下）3位 中村 高子

おめでとうございました。

第20回村民ゲートボール大会



7月23日、JR九頭竜湖駅のふれあい公園で第20回村民ゲートボール大会が行われました。

今年の夏は冷夏にみまわれ、午後7時から始まった大会は寒いくらいでしたが、ねらいを定めてプレーする選手の額からは、汗が光っていました。チームワークで熱戦を繰り広げた結果は次のとおりです。

地区対抗別結果

優勝 石徹白水系地区
2位 朝日地区
3位 角野・板倉・下山地区
4位 大納地区



SPORTS IZUMI

奥越地区中学校夏季総合競技大会剣道(7/19)

団体の部

男子 2位 和泉中学校	女子 優勝 和泉中学校
-------------	-------------

個人の部

1年男子優勝 辻 亮太	1年女子優勝 畑口 千夏 2位 藤田 玲菜
-------------	--------------------------

2年男子2位 木下 智仁	3年女子優勝 谷口 真美 3位 谷 悠佳子
--------------	--------------------------

第22回奥越地区中学校陸上競技大会競技(8/25)

全学年1500m走 1年女子800m走

第2位 巢守 将太	第3位 原 菜月
-----------	----------

おめでとうございました。

第30回村民ソフトボール大会

第30回村民ソフトボール大会が9月8日村民グラウンドで行われました。

今回は、雨などの天候不順で、2回順延の後、やっと開催することができました。

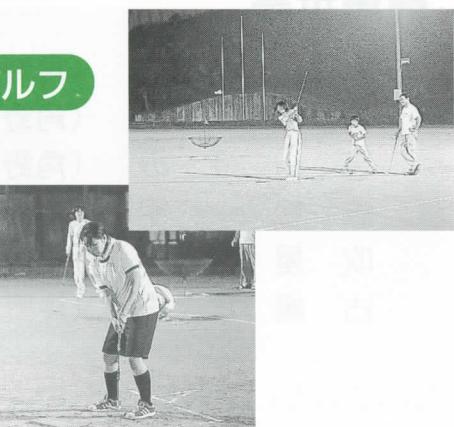
参加チームの中には、中学生が参加するところもあり、お父さんやお母さんと共にプレーを楽しんでいました。また、かつて、ソフトボールで活躍していた人もあり、ファインプレーを観ることができました。



軽運動教室 「ちょっと汗を流す時間」

7月と9月の毎週火曜日午後7時から、村民グラウンドで「ちょっと汗を流す時間」、ターゲットバードゴルフを行いました。「ちょっと汗を流す時間」では、気軽に参加し、簡単で楽しめるスポーツをしています。ターゲットバードゴルフは、羽根が付いたボールをゴルフで使用するクラブで、傘が逆さまになったようなネットの中に、打ち入れるというスポーツです。毎回、10人余りの人が参加され、夏のひとときを楽しみました。11月は、エアロビック運動、2月は、インディアカを開催する予定ですので、ぜひ、ご参加ください。

ターゲットバードゴルフ



医療費が高額になったとき（高額療養費の支給）

同じ月内の医療費の自己負担額が高額になったとき、申請をして認められると、限度額を超えた分が高額療養費としてあとから支給されます。

70歳未満と70歳以上では限度額が異なります。

1 70歳未満の人の場合

1か月の自己負担額が限度額を超えたとき

同じ人が同じ月内に同じ医療機関に支払った自己負担額が、限度額を超えた場合、その超えた分があとから支給されます。

3 高額療養費の支給が4回以上あるとき

過去12か月間に、ひとつの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目からは、4回目以降の限度額を超えた分が、あとから支給されます。

自己負担限度額（月額）

	3回目まで	4回目以降
一般	72,300円 (医療費が241,000円を超えた場合は その超えた分の1%を加算)	40,200円
上位所得者※1	139,800円 (医療費が466,000円を超えた場合は その超えた分の1%を加算)	77,700円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額等が670万円を超える世帯に当たります。

無受診者表彰

1年間に1度も医療機関にからなく、健康に過ごされた国民健康保険加入世帯と老人保健受給者の方の表彰が、敬老会の席上で行われました。

受賞された方々は次のとおりです。（敬称略）

健康世帯

木屋信夫（角野）
藤田新市（角野）
吉川すみ（角野）
笠松明（朝日）
吹屋信幸（貝皿）
古嶋忠夫（後野）

健康老人

藤田しづ（角野）
藤山シヨノ（朝日）
坪光雄（板倉）
大谷ツギ子（川合）
松山なみ子（下山）



代表で表彰を受けられた大谷ツギ子さん



お問い合わせ

役場総務課村民生活室まで

国保だより

2 70歳以上の場合（老人保健で医療を受ける人は除く）

- (1) 個人単位で外来の自己負担額について、外来の限度額Aを適用する。
- (2) 世帯で世帯単位の限度額Bを適用。
- (3) (1)(2)の限度額超過分を合算した額が支給されます。

※入院のときの自己負担額はBまでとなります。

自己負担限度額（月額）

	外来（個人単位）A	外来+入院（世帯単位）B
一般	12,000円	40,200円
一定以上所得者※1	40,200円	72,300円 ●医療費が361,500円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算。 ●過去12か月にBの自己負担限度額を超えた高額療養費の支給が4回以上あったときは、4回目以降は40,200円。
低所得Ⅱ※2	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ※3	8,000円	15,000円

※1 同一世帯に一定の所得（課税所得が124万円）以上の国保被保険者または老人保健で医療を受ける人（国保被保険者に限る）がいる人。ただし70歳以上の国保被保険者および老人保健で医療を受ける人（国保被保険者に限る）の収入の合計が、2人以上の場合は637万円未満、1人の場合は450万円未満であると申請した場合は、「一般」の区別と同様となり、1割負担になります。

※2 同一世帯の世帯主および国保の被保険者が住民税非課税の人（低所得I以外の人）。

※3 同一世帯の世帯主および国保の被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を65万円として計算）を差し引いたときに0円となる人。

年収例 単身世帯（年金収入のみ）65万円以下

●低所得I・IIの人は、入院の際に「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となります。役場窓口に申請してください。

3 70歳以上（老人保健で医療を受ける人は除く）と70歳未満の人が同じ世帯の場合

- (1) 70歳以上の人の自己負担額を2を参考に計算
- (2) (1)に70歳未満の人の合算対象基準額21,000円以上の自己負担額を加算し、世帯全体の自己負担限度額を算出します。

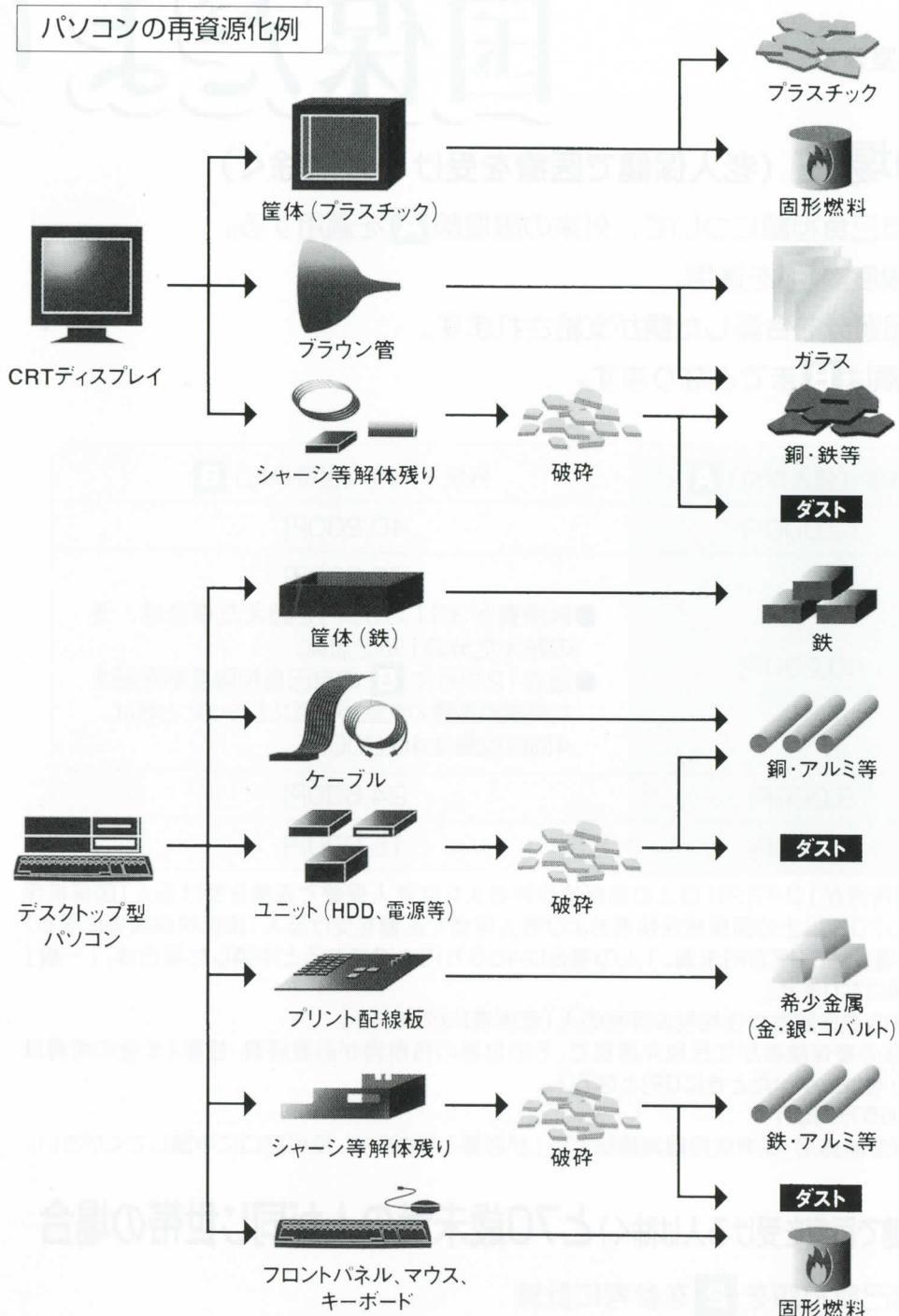
70歳未満 合算対象基準額（21,000円以上の自己負担額）



★老人保健で医療を受ける場合の自己負担限度額は2の表と同一です。

平成15年10月1日から メーカーによる家庭用パソコンのリサイクルがスタートしました。

『資源有効利用促進法』にもとづき、家庭から出される使用済みパソコンの回収・リサイクルをする“PCリサイクル”が開始されました。これは、消費者とメーカーが協力しながら、使用済みパソコンを再資源化することにより、廃棄物の削減と資源の有効利用の促進を目指すものです。



【パソコン回収・リサイクルの仕組み】

家庭用パソコン
不用になつた

1. 申し込み
2. 回収・再資源化料金支払い (H15.9.30まで購入のもの)

メーカー
受付窓口

郵便局

再資源化
施設にて
リサイクル

3. ゆうパック伝票

4. 梱包
5. 持ち込みまたは集荷

排出手順

1. 回収の申し込み

当該製品のメーカーの受付窓口に回収の申し込みをします。

2. 回収・再資源化料金

PCマークがついていない製品（平成15年9月以前に販売されたパソコン）

◆各メーカー所定の方法で回収・再資源化料金を支払います。

(参考) 日本電気、富士通、東芝、ソニー、日立等が公表した回収・資源化料金

回収対象商品	回収・再資源化料金
<ul style="list-style-type: none"> ・デスクトップ型パソコン本体 ・ノートパソコン ・液晶ディスプレイ ・液晶ディスプレイ一体型パソコン 	各3,000円(税別)
<ul style="list-style-type: none"> ・CRTディスプレイ ・CRT一体型パソコン 	各4,000円(税別)

郵便局持ち込み、戸口回収（自宅引取り）とも同一料金

PCマークがついている製品（平成15年10月以降に販売されたパソコン）

◆排出の際に回収・再資源化料金を支払う必要はありません。

(購入価格に回収・再資源化料金が価格に上乗せされます。)

3. ゆうパック伝票

PCマークがついていない製品……回収・再資源化料金の支払後、専用のゆうパック伝票が送付されます。

PCマークがついている製品……回収の申し込みをすると、専用のゆうパック伝票が送付されます。

4. パソコンの梱包

排出品を梱包し、送付されたゆうパック伝票を見やすい場所に貼ります。

(簡易な梱包でかまいませんが無梱包での輸送はできません。)

5. 家庭からのパソコンの郵送

郵便局に持ち込む場合……最寄の郵便局の小包窓口にお出しください。

戸口集荷を希望する場合……ゆうパック伝票に記載されている郵便局に連絡してください。

郵便局員がご自宅に伺います。

※輸送料金は、回収再資源化料金に含まれます。

《対象となるパソコン》

- ・デスクトップ型パソコン
- ・ノートパソコン
- ・パソコン用ディスプレイ
(ブラウン管タイプおよび液晶タイプ)
- ・ディスプレイ一体型パソコン

標準付属品

(マウス・キーボード・スピーカー・ケーブル・
テンキーなど製品に同梱されていた装置等であ
って、パソコンと一緒に搬出するもの)

※パソコン本体が1kgを超えるもの

※自主回収に参加するメーカーのパソコン

村では、粗大ごみとして収集いたしません。

メーカーが自主回収し、リサイクルします。
直接自己輸入したものや自ら組み立てたパ
ソコン、自主回収に参加しないメーカーの
パソコンについては役場まで問い合わせて
ください。

《対象とならないもの》

- ・プリンター・スキャナーなどの周辺機器
- ・ワープロ専用機・携帯用モバイルなど
- ・マニュアル、CD-ROM媒体など
- ・本体が1kg未満のパソコン

- ・粗大ごみとして排出してください。
- ・マニュアル等紙類は紙のリサイクルごみ
収集日に搬出してください。

【お問い合わせ先】総務課 村民生活室

生涯にわたって基礎年金を支給する制度です。病気や事故で障害になつたり、生計維持者が死亡したときの不測の事故にも備えます。自営業の人や学生、自由業の人も、厚生年金や共済組合に加入している人やその配偶者も、みんな国民年金に入り基礎年金を受ける制度です。

Information

大切な“年金手帳”
…生涯の大切なパートナーです。

年金に関する手続きは、
基礎年金番号により行います。

国民年金や厚生年金に加入すると年金手帳(基礎年金番号)が交付されます。

この「年金手帳」は、年金に関する手続きの時や就職した時に、必ず提出を求められます。

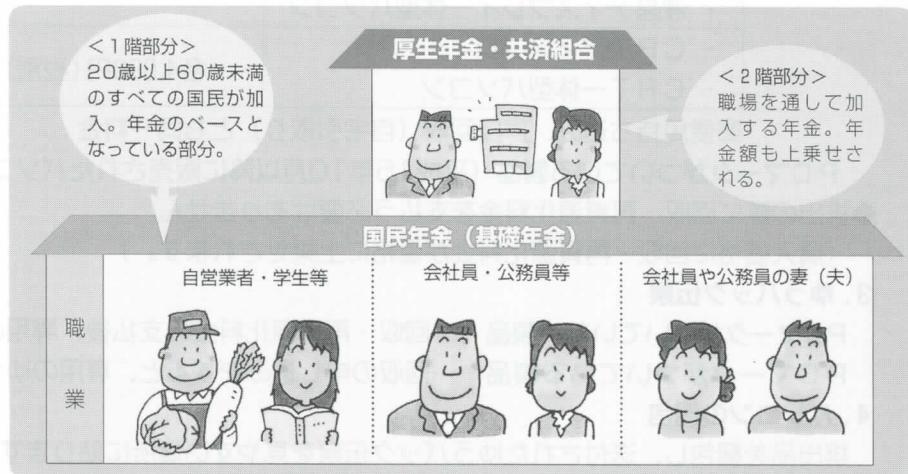
また、勤務先が変わったり、住所が変わっても一生変わらず使用しますので、なくしたり、汚したりしないで大切に保管してください。

公的年金は二十歳以上の学生、自営業や会社員とその配偶者などすべての人を加入対象として、共通の基礎年金を支給する「国民年金」と、会社員を加入対象として基礎年金に上乗せして報酬比例の年金を支給する「厚生年金」などで構成されています。会社員の場合、いわゆる二階建ての給付の仕組みになっています。

公的年金制度のしくみ

基礎年金をベースに 2階建て

国民年金は、すべての人に生涯にわたって基礎年金を支給する制度です。病気や事故で障害になつたり、生計維持者が死亡したときの不測の事故にも備えます。自営業の人や学生、自由業の人も、厚生年金や共済組合に加入している人やその配偶者も、みんな国民年金に入り基礎年金を受ける制度です。



加入者	加入種別	加入届出先	届出に必要なもの
自営業者・農林漁業従事者・学生・フリーアルバイト・無職の人など	第1号被保険者	市区町村国民年金担当窓口	印かん 第2号被保険者であった人は、年金手帳と退職証明書をご持参ください。
・日本国内に住む60歳以上65歳未満の人 ・60歳未満の老齢(退職)年金受給者 ・20歳以上65歳未満の在外邦人 ※65歳に達しても年金受給権が確保できない人は70歳になるまでの間に受給資格を満たすまで加入できます。(昭和30年4月1日以前に生まれた人のみ)	任意加入被保険者 (希望により加入)	市区町村国民年金担当窓口	印かん 老齢(退職)年金受給者は年金証書
会社員・公務員	第2号被保険者 (厚生年金保険・共済組合加入者本人)	勤務先	勤務先が手続きの一切を行います。
第2号被保険者に扶養されている配偶者	第3号被保険者	配偶者(第2号被保険者)の勤務先	配偶者(第2号被保険者)の勤務先が手続きの一切を行います。

第1号被保険者の人は、こんなとき必ず届出を!

こんなとき	種別	届出先	必要なもの
会社や役所などに就職したとき	1号→2号	勤務先	年金手帳など
共済組合に加入したとき	1号→2号	市区町村国民年金担当窓口	印かん、共済組合員証、健康保険証
被扶養配偶者	1号→3号	第2号被保険者の勤務先	年金手帳など
住所が変わったとき	1号	市区町村国民年金担当窓口	印かん、年金手帳
氏名が変わったとき	1号	市区町村国民年金担当窓口	印かん、年金手帳
任意加入するとき	1号	市区町村国民年金担当窓口	印かん、年金手帳
保険料を納めるのが困難なとき	1号	市区町村国民年金担当窓口	印かん、年金手帳
学生で保険料を納めるのが困難なとき	1号	市区町村国民年金担当窓口	学生証、年金手帳
保険料を講座振替で納めたいとき	1号	金融機関・郵便局・農協など	預(貯)金通帳、通帳届出印、納付書

※手続きや相談のときは、年金手帳(基礎年金番号通知書)を必ず持参してください。またそのほかに書類等が必要になることがありますので、手続きの前に届出先に電話等で必ずご確認ください。

※お問い合わせは、福井年金センター☎0776-30-5454または役場年金係までお気軽にお尋ねください。

国民年金に加入する人

国民年金に必ず加入しなければならない人は、日本国内に住所がある二十歳以上六十歳未満の人たちです。
あなたが加入する年金制度は、加入者(被保険者)の種類によって保険料の納付や給付の内容が異なっているために三種類に区分されています。

国民年金

将来にしあわせプラス
第1号被保険者だけの年金
国民年金基金
自営業などの人が、ゆとりある老後を過ごすことができるよう、国民年金に上積みした年金をお支払いする制度が国民年金基金です。

国民年金基金の メリット

公的な年金だから、安心・有利

メリット①

掛け金は、全額、社会保険料控除の対象となり、所得税や住民税が軽減されます。

メリット②

受け取る年金には、公的年金等控除があります。

メリット③

遺族が受け取る一時金は非課税です。

メリット④

将来の生活設計に合わせて、五種類の給付の型の組み合わせによって自由に選べます。

また、掛け金を一時金にお支払いできなくなつても、解約されるとなく、掛け金を掛けた期間に応じた年金が受けられます。

国民年金基金ここが ポイント

掛け金

全額、社会保険料控除となります。
(年間、一人当たり、最高八一六、〇〇〇円、月額六八、〇〇〇円)

加入できる方は

二十歳以上六十歳未満で国民年金の第一号被保険者（農業者年金加入者、国民年金保険料免除者、任意加入者を除く）です。

加入年月日は

加入申出書を基金事務所で受け付けした日になります。

納付は

六十歳まで。

引き落とし日は

翌々月の一日。

国民年金基金の給付

国民年金基金の給付は「老齢年金」と「遺族一時金」（終身B型は対象とはなりません）です。

国民年金基金のあらまし

加入の仕方

1口め

加入するときは、まず1口めに加入します。
年金の型は
終身年金A型、B型のうちから、その1つを選びます。



2口め以降

2口め以降の口数を加えることにより、年金額を増やす
ます。
年金の型は、
●終身年金（A型、B型）
●確定年金
65歳から80歳までI型
65歳から75歳までII型
60歳から75歳までIII型
から選びます。

1口めと2口め以降の合計

あなたの毎月の掛け金と、将来、受け取る年金の型と年
金額が決まります。

掛け金

1口め

掛け金は男女別になっています。

加入時の年齢及び加入の型（A型、B型）により決まります。



2口め以降

型ごとの1口当たり掛け金は、
加入時の年齢により決まります。

掛け金

1口めと2口め以降の掛け金を加えます。
68,000円が限度です。

60歳まで納めます。

受け取る年金額

1口め

加入時の年齢

20歳0月～45歳0月 月額3万円
45歳1月～50歳0月 月額2万円
50歳1月～55歳0月 月額1万円
55歳1月以上の方（60歳までの加入月数に応じた額）



2口め以降

加入時の年齢
20歳0月～45歳0月 月額1万円
45歳1月～50歳0月 月額5千円
50歳1月～55歳0月 月額5千円
55歳1月以上の方（60歳までの加入月数に応じた額）

年金月額

1口めと2口め以降の年
金額及び加入月加算を加
えます。
65歳から受給開始
(III型のみ60歳から受給
開始)

毎月の掛け金または将来希望する受給額で、
2口め以降の口数が決められます。

※お問い合わせは、福井県国民年金基金 0776-33-1660まで！

じん肺の所見がある方（じん肺発性肺癌）については、これまで、管理区分が管理二、管理三、又は四と決定された方に発生した原発性肺癌がんについても、これまで、管理三又は四の方が労災補償（療養補償、休業補償、遺族補償等）の対象となっていましたが、平成十四年十一月十一日以降は、管理二の方も対象となりました。

じん肺の所見がある方が原発性肺癌がんで亡くなられた場合には、原則として、労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付が支給されます。ただし、遺族補償給付の請求権は、死亡した日の翌日から五年経過した場合には時効により消滅しますのでご注意下さい。

「じん肺の所見がある方に発生した肺がんの労災補償について」

の請求はできません。じん肺の所見がある方に発生した肺がんに関する労災補償制度や手続きについての詳細は、最寄の（都道府県）労働局又は労働基準監督署へお問い合わせください。

お問い合わせ先

福井労働局労災補償課

☎ 〇七七六一二二一一六五六

内線五一三三 労災監察官

また、厚生労働省のホームページ

ジにも労災補償上の取扱いについ

て記載したりーフレットを掲載し

ていますのでごらん下さい。

今、忙しく、健康に不安のある方、お気軽にお電話ください。
毎月第二月曜日は、「過労死等相談日」です。

過労からくる健康のこと、精神的悩み、労災保険のことなどの相談に応しております。

秘密は厳守され、相談は無料です。

お問い合わせ先

財団法人 労災年金福祉協会

福井労災年金相談室

〒九一〇一〇〇〇五

福井市大手二十七一

（福井市大和田町、国道八号線沿い）

☎ 〇七七六一七一〇三七一

福井市大手三丁目一七一

福井県厅 十階 県地方労働委員会

☎ 〇七七六一〇〇五九七

「過労死」等に関する 全国一斉相談について

考えましょう！ あなたのからだ。

個々の労働者と使用者との間に生じた、解雇・賃金などのトラブル（個別の労使紛争）の迅速・円満な解決を行つて行います。

経験豊かな地方労働委員会の委員があつせん員となり、あつせん案の提示を行つなど、紛争の解決に努力します。

費用は無料です。詳しくは県地方労務委員会事務局へ。

職場での悩みこと無料相談

解雇・賃金など、労使関係の悩みについて、無料相談を行います。

と き 平成十五年十月二十六日（日）午後一時三十分～五時

ところ ショッピングセンター「コバ」二階 コバホール

（福井市大和田町、国道八号線沿い）

お問い合わせ先

〒九一〇一八五八〇

福井市大手三丁目一七一

福井県厅 十階 県地方労働委員会

☎ 〇七七六一〇〇五九七

国の教育ローン取扱中 (国民生活金融公庫)

入学金や授業料、教科書代、アパートの敷金、家賃など入学時や在学中に必要となる資金を融資する公的制度として、国民生活金融公庫の「国の教育ローン」があります。融資金額は、学生・生徒お一人につき200万円以内、返済期間は10年以内です。

お問い合わせ先

国民生活金融公庫福井支店
☎ 0776-33-1755

- ◇終戦後、各地から引き揚げてこられた方々が上陸地の税関又は海運局に預けられた通貨・証券
 - ◇各地から引き揚げの際に総領事館などに預けられた証券
 - ◇その他免許証、卒業証書等
- お心当たりの方は次へお問い合わせ下さい。ご本人だけでなく、ご家族の方にもお返ししています。

お問い合わせ先

大阪税関 監視部 総括部門
〒552-0022
大阪市港区海岸通2-1-4
☎ 06-6576-3115

大阪税関 敦賀税関支署
〒914-0079
福井県敦賀市港町7-1
☎ 0770-22-0025

大阪税関 敦賀税関支署
福井出張所
〒910-0019
福井市春山1-1-54
☎ 0776-22-1832

税関では、お預かりしている次の通貨・証券などをお返ししています。

「こころの健康づくり」を考えるつどいの開催 ～誰もがこころ豊かにいきいき暮らせる地域をめざして～

奥越健康福祉センターでは、子どもから高齢者、障害者に至るすべての住民が、こころ豊かにいきいき暮らせる健康づくりを目指して、こころの健康づくりについて考えるつどいを開催します。みなさんで、こころ豊かにいきいき暮らせるための健康づくりに共に考えてみませんか!!

とき 平成15年11月11日(火) 19:00~21:00
ところ 勝山市教育福祉会館 勝山市元町1-5-6

☎88-5555

内容 「こころの健康づくり」に取り組んでいる。

各団体等の活動発表

勝山南高等学校演劇部による寸劇
精神障害者に関する意識調査の結果報告
講演 テーマ「精神障害者の現状と課題について」
講師 たけとう病院長 武藤 寛先生

対象者 一般住民

お問い合わせ先

奥越健康福祉センター 大野市天神町1-1 ☎66-2076

福井県立図書館の休館日等のお知らせ

☆休館日…毎週月曜日と第4木曜日、国民の祝日、蔵書点検の時、年末年始(12/28~1/4)

☆開館時間…9月から時間が変更になりました。

平 日 午前9時~午後7時

土・日 午前9時~午後6時となりました。

お問い合わせ先

○和泉村図書館(和泉村教育委員会内) ☎78-2110

○福井県立図書館 ☎918-8113

福井市下馬町51-11 ☎0776-33-8860

奥美濃の秋を楽しもう **日帰り**

11/2(日) 城下町散策とせせらぎ街道の紅葉

奥美濃郡上八幡の秋の城下町を散策、そしてめいほう高原では秋まつりを楽しみ、温泉でゆっくりとくつろぎのひとときを……。奥美濃の秋をみなさん楽しめませんか。

8:30~ 9:30 集合場所(最寄りの役所)

参加者募集!!

10:20~11:30 郡上八幡(城下町散策)

12:00~14:00 めいほう高原秋祭り会場(昼食)

※名物千人鍋や農産物の即売会、大リサイクル市、歌謡ショー

14:10~15:10 明宝温泉 湯星館

15:20~15:40 道の駅明宝(磨墨の里公園)

16:30~17:30 集合場所(最寄りの役所)

参加資格 大野市、勝山市、和泉村在住の方。

小学生以下の方は保護者同伴。

参加料 大人1,000円、高校生以下800円、幼児無料

(施設入館料、保険料など) ※参加費用はツアー当日徴収します。※昼食は各自で負担、又はご用意ください。

定員 40名程度、先着順で定員になり次第締め切ります。

応募期限 平成15年10月17日(金)まで。

申し込み方法 官製ハガキ、FAX またはメールにより「住所」「氏名(フリガナ)」「年齢」「電話番号」をご記入の上、「奥美濃観光ツアー」参加希望と明記して、下記までお申し込みください。

お問い合わせ・お申し込み先

大野・勝山地区広域行政事務組合企画係

〒912-0084 大野市天神町1-19

多田記念大野有終会館1階

☎0779-66-6690 FAX0779-66-6691

E-mail:okuetu@bb.cocone.ne.jp

第9回「仕事と家庭を考える月間」

仕事と家庭の両立を考える雇用管理セミナー
～次世代育成支援対策推進法成立～

(平成15年7月)～のご案内

少子化は今後一層進行すること
が予想されていますが、我が
国の社会経済全体に深刻な影響
を与えるものであることから、

少子化の流れを変えるもう一段
の少子化対策を講じ、子どもを

安心して産み育てられる職場づ
くりの実現が大きな課題となっ
ています。

こうしたことから、本年七月
に成立した「次世代育成支援対
策推進法」において、企業につ
いても、職業生活と家庭生活と
の両立が図られるようにするた
めの雇用環境の整備が求められ
ております。

下記によりセミナーを開催いたし
ます。多数のご参加をお待ち
いたします。

お問い合わせ・お申込先

他

★パートタイム労働指針の改正 ★説明

★県内企業事例発表

講 師

厚生労働省雇用均等・

児童家庭局

職業家庭両立課

課長補佐

堀 井 奈津子

対 象

事業主・事業所の人事

労務担当者、関係機関・団体

など

内 容

☆講 演

企業における次世代育成 支援対策の推進について

～次世代育成支援対策推進法の
背景と事業主の責務～

日 時 平成十五年十月三十日
(木) 午後一時三十分～午後
四時十分

場 所 ブランカ二F グラン
ドホール 定員二〇〇名
(福井市四谷一丁目一二〇一

FAX ☎0776-1211-3947
福井市春山合同庁舎九F
○七七六一一二一四九二〇

穴馬のむかし話(十二)

チンチンカラカラ(しじゅうから)

昔、仲の良いおじいさんとおばあさんがいました。今日もおばあさんが作ったお弁当を持って山仕事に出かけました。一仕事が終わり、お昼のお弁当を食べようと、いつもつるしてある木の枝を見ると、何処に行つたのか弁当が無い。おなかを空かして、へたりかんでいると、小鳥が飛んで来て「おじいさん、お爺さんのお弁当、さつき、食べてしまつたよ……」「お爺さんが、毎日あんまり美味しい芸を食べているので、つい食べたら余り美味しいので、仲間の鳥にも分けてあげたよ。」なに、お前が食べてしまつたのか……お爺さんが精魂込めて作つてくれたものを……わしらは貧乏だけど、お昼が楽しみで毎日働いているのに……わしはおなかが空いて仕事を出来んわ……!!」

さすがの小鳥も悪かつたと思い、「じいさん、すまないことをしたお詫びのしに、お爺さんを大金持ちにしてあげよう!」云つたかと思うと、おじいさんの口の中に飛びこんでしまつた「うぐ!!」「ひやー!!」これはとんでもないものを飲み込んでしまつたわい……早く吐き出さないと……」おなかをすつたり、たたいたりすると、おへそからびよこんと小鳥のしつぽが飛び出してきた。

「これはえらいことになつた、」あわてて尻尾をひっぱりだそうとすると、「チンチンカラカラ……ピイピイス……黄金の中から……トッチンポイ!!」お腹の中からこんな歌が聞こえた「ひやー!!」その場で倒れこんでしまつた、すると、口から先ほどの小鳥が

ぴょこんと出てきて「どう!!おじいさん面白いだろう、今から町の庄屋さんの家に行こう、面白い芸を見せるといえれば良い、私が今みたいにおなかに入つて歌うから……きっと珍しがつて御褒美をいっぱいくれるはずだから……さあ一行こう!!」……。

町に着くと、庄屋さんの家には大勢の人が集まつて、珍しい芸を楽しみに待つていました。「面白い芸を見せるのは、お爺さんかね?さあさ待ちかねていたぞ!」「それでは」と、おなかを丸出しにしてたたいて、おへそから出ている小鳥のしつぽを引っ張る

と、おなかの中に入つていた小鳥が「チンチンカラカラ……ピイピイス……黄金の中からトッチンポイ!」また、ひょいと引っ張ると「チンチンカラカラ……ピイピイス……黄金の中から……トッチンポイ!!」庄屋さんはびっくりして「わはははー!!これは面白い、こんな芸は見たこと無い、こんか愉快なことは無い……もう一度やつてくれんか・?」何度も大喜びで「よく、こんな面白いものを見せてくれた。お爺さんに精一杯の褒美をやつてくれ……」

馬十頭に御馳走や金銀を積んで、おばあさんのところに帰つたそうな……

それからも、いたずら小鳥は、時々お爺さんのお弁当を食べてしまつて、大きな声で歌つていたそうな……「チンチンカラカラ……黄金の中から……トッ

戸籍届出の本人確認について

十月一日より婚姻や養子縁組などの戸籍届出の際には本人確認を行います。

最近、全国的に第三者が本人の知らない間に虚偽の戸籍届出を行うという事件が発生しています。これらの事件によつて被害にあわれた方や家族が大きな精神的苦痛を負つたばかりか、戸籍に対する信頼性も損なわれかねない状況になつています。

福井県下では、こうした虚偽の戸籍届出事件の発生を抑止し、戸籍に対する信頼性を確保するため、次の戸籍の届出を持参した方の本人確認を行います。

本人確認には、官公署発行の身分証明書等が必要になりますので、みなさまのご理解・ご協力を願っています。

●対象の届出

婚姻・協議離婚・養子縁組・協議養子離縁

●身分証明証とは

運転免許証・バスポート・住基カード・保険証など

●本人確認を受ける人

その届書を窓口に持参した方

●本人確認ができないかった場合

届出はできますが、届出人に対しして届出があつたことを郵便でお知らせします。

なお、本人確認ができない事が届出の不受理となるのではありません。
詳しくは、役場総務課村民生活室までお気軽にお問い合わせください。

前回にひきつづき、伝承料理の料理集から、
アレンジ料理を2品ご紹介します。

食改めい
これにちは
No.14



葉めし

一人分：エネルギー 262kcal
たんぱく質5.9g 脂質8.2g 塩分0.8g

チャーハンぽく仕上げ、若い人の口に合うようにした。

材料／5人分

ご飯………500g
大根菜………200g
味噌…………30g
卵……………1個
白ごま………大さじ1
紅生姜…………5g
油……………大さじ2

作り方

1. 大根菜は茹でて細かく切り、しっかり水気を絞る。
2. フライパンに大さじ1の油を引き、大きめの炒り卵を作り、取り出す。
3. 残りの油で大根菜を炒め、味噌を入れて混ぜる。さらに、ご飯を入れて炒め、最後に炒り卵、白ごまを入れ混ぜる。
4. 盛り付けて上に紅生姜をのせる。

さといもの田楽みそあえ

一人分：エネルギー 141kcal
たんぱく質4.4g 脂質2.5g 塩分3.0g

合わせみそを早く、おいしくをポイントにおく。

材料／4人分

里芋……………400g(S級)
水……………2カップ
すりごま…………12g
田楽みそ
〔みそ〕……………大さじ3
〔砂糖〕……………大さじ3
〔みりん〕……………大さじ1

作り方

1. 里芋は皮つきの洗ったものを使う。
2. 鍋に里芋と分量の水、しょうゆを入れて、中火で薄味をつける。
3. みそ、砂糖、みりんをすり鉢に入れて練り合わせる。
4. ③の中に里芋とすりごまを入れて、からませる。

主な行事予定

10月

15日(水) 行政相談所開設 (ふれあい会館)

25日(土)・26日(日)

第24回九頭竜紅葉まつり

第1・第2紅葉市場、紅葉ステージ、紅葉ランド、手づくり体験コーナー、
紅葉俳句会、釣り堀 (九頭竜国民休養地)

31日(金) 村長表彰式 (役場)

連合音楽学習発表会 (農林業者トレーニングセンター)

11月

10/31(金)・1日(土)・2日(日)

総合文化祭

(農林業者トレーニングセンター)

3日(祝)・4日(火)

第17回ふれあい村民号の旅

(広島・宮島・西日光耕三寺めぐり)

第17回 ふれあい村民号参加者募集 広島・宮島・西日光耕三寺めぐり

実施日 11月3日(祝)～4日(火)

参加負担金 25,000円 (村民)

50,000円 (村民でない者で村内の事業所、事務所に勤務するもの)

行き先 広島・宮島

申込期間 10月6日(月)～10月17日(金)

申込先 役場 総務課 総務管理室まで負担金を添えてお申し込みください。

集合場所 JR九頭竜湖駅 または JR下山駅

集合時間 両駅とも午前6時00分までに集合 (時間厳守)
(今年度は、貸切列車ではなく、在来線利用となります。)発行 和泉村
編集 広報編集委員会
テキスト 九二二一〇二九二
福井県大野郡和泉村朝日十六一三四
TEL (0779) 78-1111

第24回 九頭竜紅葉まつり

紅葉市場

第1紅葉市場

「昇竜まいたけ」「穴馬かぶら」などの特産品や
鉱石土産品、交流市場村の特産品が盛り沢山の「里の幸」市場。

第2紅葉市場

山菜そば、うどん、きのこ弁当、いわな焼きなどの
「山の幸」、新鮮な「海の幸」が揃う味覚市場。

紅葉ステージ

チェンソーカービング 栗田宏武さんによるチェンソーライブ。
出来上がった作品をオークション!

25日(土)PM2:15～ 26日(日)AM10:00～

木工品オークション会 また板やついたてなど、これはと思う
木工品をその場でオークション!

25日(土)PM1:15～ 26日(日)PM1:15～

何でもステージ 一般公募で集まったステージ!太鼓や笛、民謡
などの郷土芸能や演奏会、どじょうすくいなど……。

市町村紹介コーナー クイズに答えて各地の特産品をゲット!

紅葉ランド(子供の広場)

じゃんぼフワフワ 飛んだり跳ねたり、みんなで遊ぼう!

シャボン玉 いろんな大きさのシャボン玉を作ろう!

九頭竜縁日 昔なつかしい駄菓子屋やおもちゃ屋開店!

釣り堀コーナー

プールで楽しめる魚釣り。釣りが初めての人も気軽に楽しめます。

木工ランド

音のできる竹とんぼづくりや笛づくり、木工教室
などのコーナー! 大人も子供も大満足!!表
みね子さん
七十八歳
(朝日)おくやみ
八月届出分及川
元さん
(上大納)
(愛知県)おめでた
七月届出分阿部
美結ちゃん
長女
卓也さん
(朝日)
続柄
保護者
住所あかちゃん
八月届出分